

お知らせ（米国国勢調査について）

○米国国勢調査が3月中旬から4月にかけて実施されますので、右ご案内申し上げます。

○国勢調査の結果は教育、福祉、医療、交通等のサービスに関する連邦政府から各地域の予算配分等に影響を与えることから、地域人口を正確に反映させる必要があります。

○国勢調査に便乗した詐欺にご注意ください。

1（1）米国政府は憲法の規定により10年に一度、米国内に居住する全ての人を対象として国勢調査を行っており、米国籍者のみならず外国人も調査対象となります。（観光や商用目的で一時的に米国に滞在されている外国人は対象には含まれません。）

（2）国勢調査の結果（各地域の居住人口等）は、今後10年間にわたり議員定数や教育、医療、福祉、交通等のサービスに関する連邦政府から各地域への毎年6750億ドル以上に及ぶ連邦予算の配分を行う際の判断材料となります。このため地域の居住人口を正確に調査結果に反映させるためには、全ての人が国勢調査に参加することが重要な意味をもっています。

（3）国勢調査によって得られた個人情報には法によって保護され、回答内容は統計上の目的にのみ利用され、法の執行や政府給付金の受給資格の審査などに使用されることはないとのことです。

（4）国勢調査の案内は国勢調査局から3月中旬に各家庭に郵送される予定です。

案内を受け取られた方は指定された方法（オンライン、電話、郵便の中から選択）により回答をお願いします。

2 国勢調査の詳細については下記の米国商務省国勢調査局のウェブサイトをご覧ください。日本語サイトには日本語による案内に加えて、日本語による調査票への記入の手引きも掲載されています。

<https://2020CENSUS.GOV/ja> （日本語）

<https://2020CENSUS.GOV/en> （英語）

3（1）米国国勢調査局では、国勢調査に便乗した詐欺について併せて注意喚起を行っていますのでご注意ください。

（2）国勢調査では、個人の社会保障番号（SSN）、銀行の口座番号・暗証番号、クレジットカードの情報等を尋ねることはありません。また、寄付を求めることもありません。このため国勢調査と称してこの種の質問を受けたり、寄付を求められた場合には、応じることなく拒否してください。また、速やかに各地の国勢調査局の担当者（下記電話番号）に報告してください。

電話番号：800-923-8282

<https://2020census.gov/en/avoiding-fraud.html>